#### 北九州市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する有料老人ホームについて、法及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)に定めるもののほか、有料老人ホームの設置運営に関する事務手続等に関し、北九州市老人福祉法施行細則(以下「施行細則」という。)及び北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針と一体的に運用することにより、有料老人ホーム事業の安定と入居者の居住環境の向上を図るため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する施設
  - (2) 設置予定者 有料老人ホームを設置しようとする者
  - (3) 設置者 有料老人ホームを設置した者

(特定施設入居者生活介護等の指定)

第3条 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条、第78条の2又は第115条の2の規定により特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける設置予定者は、あらかじめ北九州市指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護及び指定介護療養型医療施設の指定等に関する要綱に定める手続きを経て選定されたものとする。

(事前協議)

- 第4条 設置予定者は、次の各号に掲げる申請等を行う前に市長に協議(以下「事前協議」 という。)を行うものとする。また、事前協議は設置予定者と行うものとし、設計事務所 及びコンサルティング会社等の設置予定者以外の者のみとは行わない。
  - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可及び同法第43 条第1項の規定による許可の申請
  - (2) 前号の申請を要しない場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第 6条第1項の規定による確認の申請(既存の建築物の用途を有料老人ホームに変更する 場合は、届出))
  - (3) 前2号の申請を要しない場合にあっては、法第29条第1項に規定する届出
- 2 事前協議は、別に定める有料老人ホーム設置事前協議書(以下、「事前協議書」という
  - 。) に別表1に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行うものとする。

(協議の取下げ)

第5条 設置予定者は、事前協議を行った後に計画を取り止める場合は、別に定める有料老

人ホーム設置事前協議取下書を市長に提出するものとする。

(設置の届出)

- 第6条 設置予定者は、有料老人ホーム事業を開始する一月前までに、施行細則に定める有料老人ホーム設置届(以下「設置届」という。)に別表2に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
- 2 設置予定者は、設置届を提出した後に入居者の募集を開始するものとする。 (設置の届出を行っていない設置者)
- 第7条 既に事業を実施している有料老人ホームであって、設置届を提出していない設置者は、速やかに設置届を市長に提出するものとする。

(設置届等の審査)

第8条 市長は、前2条による設置届を受理したときは、速やかに設置届の審査及び必要に 応じ適宜立入検査を実施する。

(変更)

- 第9条 設置者は、第6条及び第7条による設置届の届出事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、施行細則に定める有料老人ホーム変更届を市長に提出するものとする。ただし、入居定員及び施設の類型を変更する場合並びに有料老人ホーム事業を実施する建築物の増築等を行う場合は、変更を行う前に市長に必要な協議等を行うものとする。
- 2 入居者の負担する利用料金等を変更する場合は、入居者等へ十分な説明を行った上で、 有料老人ホーム変更届を市長に提出するものとする。

(廃止又は休止)

第10条 設置者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止 する一月前までに、施行細則に定める有料老人ホーム廃止(休止)届を市長に提出するも のとする。

(定期報告)

- 第11条 設置者は、有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について(平成30年3月30日付老高発0330第3号)に基づき、毎年7月1日における、次の各号に定める書類を提出し、市長に報告するものとする。
  - (1) 有料老人ホーム重要事項説明書
  - (2) 直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
  - (3) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
  - (4) 親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
  - (5) その他市長が指定する書類

(事故報告等)

第12条 設置者は、有料老人ホームで重大な事故が発生した場合又は災害等により被害を

被った場合には、直ちにその状況を市長に報告するものとする。

(情報開示)

- 第13条 設置者は、入居者及び入居希望者からの求めに応じて、第11条第1号に定める 書類を交付すること。
- 2 前払金を受領する有料老人ホームにあっては、入居者及び入居希望者からの求めに応じて、第11条第2号から第4号までに定める書類を閲覧に供するよう努めるとともに、それらの写しを交付するよう配慮すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月16日から施行する。

## 別表1(第4条関係)

## 有料老人ホーム設置事前協議書添付書類一覧

	書類の名称・内容
1	設置者の定款
2	有料老人ホーム設置場所の付近見取り図
3	有料老人ホームの平面図 (案)

### 別表2 (第6条関係)

# 有料老人ホーム設置届添付書類一覧

	書類の名称・内容	備考
1	有料老人ホーム重要事項説明書	
2	設置者の定款	事前協議時と変更がある場合
3	設置者の決算書等財務諸表	
4	運営方針	
5	施設管理者の経歴書等	
6	協力医療機関との協定書	
7	入居契約書	
8	運営管理規定	重要事項説明書と整合している こと
9	入所者の見込みに関する資料	
1 0	利用料等の積算に関する資料	
1 1	事業資金計画	
1 2	長期の収支見込み	
1 3	付近見取り図	事前協議時と変更がある場合
1 4	土地・建物の登記事項全部証明書	
1 5	土地・建物の賃貸借契約書	借地、借家の場合
1 6	建築基準法の規程による確認済証及び検査済証	検査済証は交付があり次第(次
10	定来 金牛 は	項も同じ)
1 7	建築基準法の規定による昇降機の確認済証及び	エレベーターを設置する場合
	検査済証	
18	建物の平面図等	
1 9	消防用設備等検査済証	交付があり次第
2 0	その他参考資料(一時金の保全措置が義務付け	
	られた施設は保全措置の確認ができる書類)	

北九州市長 様

法人所在地 法 人 名 法人代表者 (担当者 、連絡先 )

#### 有料老人ホーム設置事前協議書

施設名					定員		人
建築予定地	北九州市	区					
建物の構造	木 造 鉄骨鉄筋コ	・ 鉄 骨ンクリート造	造 · その	鉄筋コン )他(	クリー	造	)
竣工予定日	年 月	日					
事業開始予定日	年 月	日					
土地等の	土地	自己所有	<ul><li>賃借</li></ul>	(所有者			)
所有状況	建物	自己所有	<ul><li>賃借</li></ul>	(所有者			)
警戒区域の	浸水想定区域	(洪水・高潮)		該当	<ul><li>非該</li></ul>	亥当	
該当有無	土砂災害警戒	区域		該当	<ul><li>非該</li></ul>	亥当	
<u> </u>	津波災害警戒	区域		該当	<ul><li>非該</li></ul>	<b>亥</b> 当	
	一時金	円		敷金	円		
利用料	家賃	円		食費	円		
(月額)	光熱水費等	円		管理費	円		
	その他						
運営方針							
備考 ※併設事業所等		f) `スセンター ・ 'センター ・				ーション	)

年 月 日

北九州市長 様

法 人 名法人代表者

有料老人ホーム設置事前協議取下書

年 月 日に行った有料老人ホーム設置の事前協議につきましては、 のため取下げます。